



佐賀県公報

平成16年
12月24日
(金曜日)
第 12550号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

- 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (七五〇・地域福祉課) 一
- 生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (七五一・") 三
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称及び所在地の変更 (七五二・") 三
- 都市計画事業変更の認可 (七五三・まちづくり推進課) 四
- 堤防と福富町道との兼用工作物の管理協定 (七五四・") 四
- 道路の区域の変更 (七五五・河川砂防課) 四
- 道路の供用開始 (七五六・道 路 課) 五
- 道路の区域の変更 (七五七・") 五
- 道路の供用開始 (七五八・") 六
- 道路の区域の変更 (七五九・") 六
- 道路の供用開始 (七六〇・") 六
- 道路の供用開始 (七六一・") 七

○ 告 示

●佐賀県告示第七百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十二月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十六年八月一日

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人福岡病院

所在地 佐賀市開成六丁目十四番十号

(二) 申請者の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人福岡病院シヨートステイ

所在地 佐賀市開成六丁目十四番十号

サービスの種類 短期入所生活介護

二 指定年月日 平成十六年九月二十一日

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 グリーンコープ生活協同組合さが

所在地 佐賀市鍋島二丁目四番四号

(二) 申請者の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グリーンコープ介護サービスびすけつと

所在地 佐賀市鍋島二丁目四番二号

サービスの種類 訪問介護

三 指定年月日 平成十六年九月一日

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ニチイ学館

所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

(二) 申請者の名称、所在地及びサービスの種類

名称 アイリスケアセンター佐賀みなみ

所在地 佐賀市本庄町大字袋二百八十九番地八

サービスの種類 訪問介護

四 指定年月日 平成十六年十月一日

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人杏仁会

所在地 佐賀市神園三丁目十八番四十五号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人杏仁会訪問看護ステーションにじいろ

所在地 佐賀市神園三丁目十八番四十五

サービスの種類 訪問看護

五 (一) 指定年月日 平成十六年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社コムスン虹の松原ケアセンター

所在地 唐津市和多田大土井二丁目七十一番地

サービスの種類 訪問介護

六 (一) 指定年月日 平成十六年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人まごころ医療館

所在地 鳥栖市蔵上二丁目二百十番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 通所リハビリテーションセンターまごころ

所在地 鳥栖市蔵上二丁目二百十番地

サービスの種類 通所リハビリテーション

七 (一) 指定年月日 平成十六年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ジョウジマ

所在地 伊万里市二里町八谷棚七百八十一番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 小規模多機能ホーム伊万里

所在地 伊万里市二里町八谷棚七百八十一番地一

サービスの種類 通所介護

八 (一) 指定年月日 平成十六年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 合資会社壱ツ屋商店

所在地 武雄市武雄町大字武雄七千二百七十二番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 介護ショップひとつや

所在地 武雄市武雄町大字武雄七千二百七十二番地

サービスの種類 福祉用具貸与

九 (一) 指定年月日 平成十六年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社睦和福祉会

所在地 佐賀郡東与賀町大字飯盛二番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ライフサポートあさひ

所在地 佐賀郡東与賀町大字飯盛二番地五

サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護

十 (一) 指定年月日 平成十六年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ライフアメニティ

所在地 佐賀郡久保田町大字新田三千八百三十番地六

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 有限会社ライフアメニティデイホーム家族

所在地 佐賀郡久保田町大字新田三千八百三十番地六

サービスの種類 通所介護

十一 (一) 指定年月日 平成十六年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人大空の会

所在地 三養基郡三根町大字天建寺二千九十六番地三

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームありがとー

所在地 三養基郡三根町大字天建寺二千九十六番地三

サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護

●佐賀県告示第七百五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十二月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人福岡病院

所在地 佐賀市開成六丁目十四番十号

(三) 事業所の名称、所在地

名称 ケアプランふくふく

所在地 佐賀市鍋島町大字森田八十二番三号

二 (一) 指定年月日 平成十六年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ニチイ学館

所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

(三) 事業所の名称、所在地

名称 アイリスケアセンター佐賀みなみ

所在地 佐賀市本庄町大字袋二百八十九番地八

三 (一) 指定年月日 平成十六年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ライフアメニティ

所在地 佐賀郡久保田町大字新田三千八百三十番地六

(三) 事業所の名称、所在地

名称 有限会社ライフアメニティデイホーム家族

所在地 佐賀郡久保田町大字新田三千八百三十番地六

●佐賀県告示第七百五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成十六年十二月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 居宅介護事業

名称	所在地		変更年月日
	旧	新	
訪問看護ステーション・ユー トピア	伊万里市大川町大川野一六四七番地	平成一六・一〇・一	
社会福祉法人鶴丸会訪問看護ステーション	東松浦郡呼子町大字殿ノ浦七七七番地二三	平成一六・一〇・一	
呼子町デイサービスセンター	東松浦郡呼子町大字呼子二二四六番地	平成一六・一〇・一	

二 居宅介護支援事業

<p>三 介護老人福祉施設</p>	呼子町在宅介護支援センター		居宅介護支援事業所翠晃		<p>名称</p>	
	旧	新	旧	新		<p>所在地</p>
	二四六番地	東松浦郡呼子町大字呼子二七九七番地二三	一	六		
	東松浦郡呼子町大字呼子二二四六番地	東松浦郡呼子町大字殿ノ浦	唐津市材木町二〇七八番地	唐津市佐志一一四六番地一		
変更年月日		変更年月日		<p>変更年月日</p>		
平成一六・一〇・一		平成一六・九・一				
東松浦郡呼子町大字呼子二七九七番地二三		東松浦郡呼子町大字殿ノ浦				
東松浦郡呼子町大字呼子二二六三番地		東松浦郡呼子町大字呼子二二六三番地				

●佐賀県告示第七百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十六年十二月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

佐賀市

二 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画道路事業 三・五・二十八号 水ヶ江新郷線

三 事業施行期間

平成十二年三月十七日から

平成十九年三月三十一日まで
事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

●佐賀県告示第七百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十六年十二月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

佐賀市

二 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画道路事業 三・四・十六号 城内線

三 事業施行期間

平成十二年四月三日から
平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

●佐賀県告示第七百五十五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき公示する。

その関係図書は、武雄土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成十六年十二月二十四日

一 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置及び管轄土木事務所

佐賀県知事 古川 康

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管轄土木事務所
六角川水系	左岸堤防	福富町大字福富下分字西直江二六三二番一	武雄土木事務所
直江川			

二 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 福富町長

住所 杵島郡福富町大字福富三四五一番地

三 管理の内容

- (一) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (二) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (三) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

四 管理の期間

平成十六年十二月十三日から道路の存続する日まで

●佐賀県告示第七百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年十二月二十四日から平成十七年一月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二十四日

道路の種類及び路線名

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路		区 域	
	区	間	変更新前の別	幅員延長
県道 鍋島停車場線	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本柳二〇八番一地从先から	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本柳二〇八番一地从先から	後	二〇・七 五・〇
	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本柳二〇八番一地从先から	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本柳二〇八番一地从先から	前	一八・〇 四・七
県道 鍋島停車場東山田線	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本柳二〇八番一地从先から	佐賀市鍋島町大字森田字二本椎三八番一地从先まで	後	二二・九 五・〇
	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本柳二〇八番一地从先から	佐賀市鍋島町大字森田字二本椎三八番一地从先まで	前	二四・三 四・七
				二七二・五
				一七二・七
				二七五・〇
				二七五・九

●佐賀県告示第七百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年十二月二十四日から平成十七年一月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日				
県道 鍋島停車場線	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本柳二〇八番一地从先から 佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本柳二一九九番一地从先まで	平成一六・一二・二四				
県道 鍋島停車場東山田線	佐賀市鍋島町大字森田字二本権三八一番一七地先から 佐賀市鍋島町大字森田字二本権三八八番一地从先まで	平成一六・一二・二四				
<p>●佐賀県告示第七百五十八号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その区域を表示した図面は、平成十六年十二月二十四日から平成十七年一月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年十二月二十四日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>						
道路の種類及び路線名	道の区間の	変更前後の幅員メートル 延長メートル				
県道 佐賀川久保鳥栖線	三養基郡中原町大字原古賀字白虎谷三一六三番一地从先から 三養基郡中原町大字原古賀字六本松一九八三番一地从先まで 三養基郡中原町大字原古賀字白虎谷三一六三番一地从先から 三養基郡中原町大字原古賀字六本松一九八三番一地从先まで	<table border="1"> <tr> <td>前</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td>二四・〇 六・六</td> <td>二四・二 一・五 四八六・六 四八八・二</td> </tr> </table>	前	後	二四・〇 六・六	二四・二 一・五 四八六・六 四八八・二
前	後					
二四・〇 六・六	二四・二 一・五 四八六・六 四八八・二					
<p>●佐賀県告示第七百五十九号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年十二月二十四日から平成十七年一月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年十二月二十四日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>						
県道 佐賀川久保鳥栖線	三養基郡中原町大字原古賀字白虎谷三二六三番一地从先から 三養基郡中原町大字原古賀字六本松一九八三番一地从先まで	平成一六・一二・二四				
<p>●佐賀県告示第七百六十号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その区域を表示した図面は、平成十六年十二月二十四日から平成十七年一月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年十二月二十四日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>						

道路の種類 及び路線名		道 路 の 区 間		区 域	
		変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル	
江口東尾線 県道	三養基郡北茂安町大字江口字二本黒 木二六九六番四地先から 三養基郡北茂安町大字江口字一本黒 木二四九二番一六地先まで	前	二一・四 七・二	五三八・九	
		後	二一・四 七・八	五三八・九	
<p>●佐賀県告示第七百六十一号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年十二月二十四日から平成十七年一月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年十二月二十四日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>					
江口東尾線 県道	三養基郡北茂安町大字江口字二本黒木二六九六番四地先から 三養基郡北茂安町大字江口字一本黒木二四九二番一六地先まで	供用開始の区間		供用開始の期日	
				平成一六・一二・二四	

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十二月二十四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画（株）